

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例改正に合わせ、支給月数を改正する。
 (2) 勤勉手当の勤務期間の算定における育児休業、部分休業及び介護休暇の取扱いを見直すとともに、介護時間について規定する。

2 改正概要

(1) 支給月数の改正

●再任用職員以外の職員

(一般職員)	現行				改正後			
	平成28年度				平成29年度			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	<u>0.85</u>	<u>0.95</u>	-	1.80	<u>0.90</u>	<u>0.90</u>	-	1.80
(参考)期末手当	1.15	1.20	0.25	2.60	1.15	1.20	0.25	2.60
計	<u>2.00</u>	<u>2.15</u>	0.25	4.40	<u>2.05</u>	<u>2.10</u>	0.25	4.40

(管理職員)	現行				改正後			
	平成28年度				平成29年度			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	<u>1.05</u>	<u>1.15</u>	-	2.20	<u>1.10</u>	<u>1.10</u>	-	2.20
(参考)期末手当	0.95	1.00	0.25	2.20	0.95	1.00	0.25	2.20
計	<u>2.00</u>	<u>2.15</u>	0.25	4.40	<u>2.05</u>	<u>2.10</u>	0.25	4.40

●再任用職員

(一般職員)	現行				改正後			
	平成28年度				平成29年度			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	<u>0.40</u>	<u>0.45</u>	-	0.85	<u>0.425</u>	<u>0.425</u>	-	0.85
(参考)期末手当	0.65	0.70	0.10	1.45	0.65	0.70	0.10	1.45
計	<u>1.05</u>	<u>1.15</u>	0.10	2.30	<u>1.075</u>	<u>1.125</u>	0.10	2.30

(管理職員)	現行				改正後			
	平成28年度				平成29年度			
	6月期	12月期	3月期	合計	6月期	12月期	3月期	合計
勤勉手当	<u>0.50</u>	<u>0.55</u>	-	1.05	<u>0.525</u>	<u>0.525</u>	-	1.05
(参考)期末手当	0.55	0.60	0.10	1.25	0.55	0.60	0.10	1.25
計	<u>1.05</u>	<u>1.15</u>	0.10	2.30	<u>1.075</u>	<u>1.125</u>	0.10	2.30

(2) 勤務期間の算定

現 行	改正後
1 育児休業 育児休業中の職員として在職した期間を除算	1 育児休業 育児休業中の職員として在職した期間 <u>(当該育児休業の承認に係る期間が1か月以下の職員を除く)</u> を除算
2 部分休業 部分休業により勤務しなかった期間を除算	2 部分休業 部分休業により勤務しなかった期間が <u>30日を超える場合には、その勤務しなかった期間</u> を除算
3 介護休暇 介護休暇により勤務しなかった期間を除算	3 介護休暇 介護休暇により勤務しなかった期間 <u>から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u> を除算
	4 <u>介護時間 (新設)</u> <u>介護時間により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間</u> を除算

3 施行期日

平成29年4月1日